

## 第8回 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会 議事要旨

1. 日 時：令和元年8月26日（月）14:00～15:09

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

### 3. 議題

報告書作成に向けた議論の整理

### 4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員（座長代理）、垣内委員、高橋委員、丸山委員、  
室岡委員、山下委員

（事務局）

坂田審議官、加納消費者制度課長

（オブザーバー）

国民生活センター、法務省、最高裁判所

### 5. 議事概要

本研究会の報告書（案）について事務局から説明を行い、委員間での意見交換を実施した。概要は以下のとおり。

#### 【意見交換】

- 2頁の下から5行目の「今後の関係者を踏まえた」という表現について、誰が「関係者」なのか判然としないため、「更に適切な議論の場を設けて、引き続き検討する」としてはどうか。
- 「関係者」としては、経済界や消費者団体が考えられるが、記載の仕方は工夫させていただく。
- 「眩惑」について、海上衝突予防法に用例があるという説明があったが、その規定は物理的な視覚を前提にしていると思われる。また、23頁で「眩惑」

の意味を「目がくらみまどうこと」と記載しているのは物理的な視覚を前提にしているように見えてしまうため、心理的状況を表すことがうまく説明できると良いと思う。

- 海上衝突予防法で「眩惑」という文言が用いられているのは、注意喚起信号についての条文（第36条）で、他の船舶の注意を喚起するために必要があるときは、信号と誤認されないよう光や音を出す、または他の船舶を眩惑させない方法により、危険が存在する方向に、探照灯つまりライトを照射するという内容である。つまり、この規定は光を念頭に置いた規定であり、「眩惑」が心理状態を表す言葉として適切かは更に検討してまいりたい。
- 「目がくらみまどうこと」の部分について、「目がくらみ」を除き「まどう」という点だけに着目すれば「困惑」と差異がないため、「眩惑」に関しては「困惑」の概念の中に組み入れた方が良いと感じる。
- 23頁で「眩惑」に関して消費者の心理状態を要件とするか否かについて、「消費者の心理状態としては誤認など複数の要素が混在していることから、過量契約取消権（法第4条第4項）と同様に、消費者の心理状態を要件としないことも考えられる」という3番目の選択肢が示されているが、心理状態を要件としない場合は、契約の内容面という要件も検討課題とならざるを得ないということは注記したほうが良いと思う。
- 基本的には報告書（案）のまとめ方で良いと考える。  
41頁（イ）の第2段落の後半にある、提訴前に提訴するか否かの判断資料を取得させる機能を有するために、文書提出命令の特則よりも要件を緩やかにしてはどうかとの指摘について、どの要件をどのように緩やかにする趣旨なのかを明確化できるのであれば、更に明確化することも考えられる。  
他方で、訴訟係属前においては裁判所がその要件の充足について判断するという仕組みが当然には予定されていないため、逆に要件を慎重に考えるべきとの意見もあり得る。したがって、裁判所は必ずしも関与しないことを踏まえて慎重に検討すべきだという指摘を加えることも考えられる。
- 御指摘いただいた点について検討させていただく。
- 注60の「限定合理性」の記載は、急に注で大きな話が出てきており、違和感がある。総論的事項の項目で行動経済学の話があるが、そのような知見を

より積極的に取り込むという全体の方針であれば、むしろこの記述を前に持ってきたほうが良いのではないか。

- 注60の1行目に「契約時点では解約料の存在についての認識が困難であり」とあるが、解約料が存在していること自体は平均的な消費者は認識しているが、解約料に関する実質的な理解が困難であるところが問題なのではないか。例えば、「契約時点では解約料に関する実質的な理解が必ずしも十分でない」などと修正したほうが良いのではないか。
- 注60に関する各御指摘について、事務局で修正の可否を含め検討したい。
- 一般論として、「弁論の全趣旨」は個別具体性のある事実や審理の経過を離れてしん酌することが難しいが、37頁では算定根拠の審理に関する記載の前に「弁論の全趣旨」について書かれているため、事実や審理の経過から離れているように見える。そのため、どういった事実や審理の経過をどのように考慮するのかがわかりにくくなっている印象がある。  
また、積極否認の特則を設けたとしても、文書提出命令を発令するにはその要件等が問題になるため、求釈明を促す効果はあり得るものの、直ちにその発令を促すことにはつながらないのではないか。
- 修正を検討する。
- 「文書提出命令の特則」について、「書類等」を類型化して限定するというのではなく、民事訴訟法第220条第4号イ～ホに該当することを被告が立証した場合にもその文書提出義務は免れないという整理か。
- 基本的にはそのように考えている。
- 秘密保持義務の規定に関しては、秘密保持義務を課すことにより、民事訴訟法上の文書提出義務がないものを文書提出義務があるものとする理由の説明となっていくように思うが、例えば、民事訴訟法上は文書提出義務を免れる一類型である「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」について、消費者契約法上は文書提出義務があるとする場合の説明の仕方については、どうお考えか。
- 必要性としては、この消費者契約法第9条自体を機能させるためである。

許容性としては、この特則に関しては、秘密保持命令を前提とした上で必要があれば資料自体は出してもらおうという仕組みを考えている。

- 「文書提出命令の特則」については、特許法の第105条に類似の特則規定があるということで、基本的にはそちらと同様の理解が想定されていると理解している。また、特則はその特則の要件に従って提出義務があるかどうかを判断するため、民訴法第220条に基づく提出義務ではなく、直接的には第220条の除外事由は問題とならないと理解している。ただし、解釈上類推すべきだという議論は理論的にはあり得る。
- 提出義務を負わせる対象となる文書を特定した上で議論できるのが良いとは思いますが、具体的にどこまで特定して条文に書けるかについては未だ検討している段階である。
- 対象文書についても、40頁、bの2段落目に書いてあるように、対象文書をあらかじめ限定することも俎上には上っているのであろう。
- 4頁に、消費者契約法は「差止請求の行為規範としての機能」も持っており、行政規制でもある旨書かれている。損害賠償請求についての団体訴訟であればまだ民事法の延長上だが、適格消費者団体による差止請求は行政規制の民営化の側面がある。その結果として、民事法としての消費者契約法の発展が束縛されている面があるのであれば、これは消費者契約法にとって幸せなことなのだろうか。具体的・行政規制的な条文でないと差止めの際に使いつらいから包括的な民事ルールは入れられないということになれば、民事ルールとしては非常にマイナスが大きいと思う。  
逆に、行政規制が先行していてそれに民事ルールが追加された特商法の場合は、行政規制というかなり具体的で行政が一定の判断を示しているものについて、消費者被害の救済は民事でも行うということであり、理解しやすい。また特商法の話と関連して、景品表示法という行政規制の法律に民事効の規定を置く、あるいは、消費者契約法の中に景品表示法違反の不当表示の場合に契約した場合は取り消せるというルールを追加すれば、被害救済が汎用的に広がるのではないかと思われる。  
消費者契約法における行政規制的規定と民事的効果のつなぎ方について、今後検討していただければと思う。
- 大きな問題提起であり、当研究会で対応できるかは分からないものの、残

された宿題ということになるろう。

- 契約条項の事前開示について、定期購入条項が不意打ち条項的に機能しているトラブルへの1つの対処法としても、契約締結後の情報提供が挙げられると思う。契約締結後時の情報提供は事務局の整理のように必ずしもキャンセル料に限られるものではなく、リマインドが有効な場面は様々あるため、例えば「契約延長及びキャンセル料等に関する情報提供」として、契約条項の事前開示の問題と契約締結後の情報提供の問題を有機的に連動させることが可能ではないか。
- 定期購入のような事案においてこういった内容をどのように情報提供すべきかというところは考えるべきと認識している。契約条項の事前開示の問題と、契約締結をしてからも一定期間内に何か情報提供をするべきという規律が密接に関連するという点は理解できる。報告書への反映の仕方は検討させていただく。
- 情報提供の考慮要素について、金融商品販売法等の顧客の保護に寄せたような制度設計が提案されていること自体は良いと思うが、金融商品販売の世界は、金融商品という規制産業の特殊性がゆえに、顧客や預金者や契約者を特に保護すべき要請があり、実際に厚く保護しているという考え方が非常に強い。金融商品の特殊性ゆえの正当化を超えて消費者契約一般にも妥当し得るといえるためには、もう1段階が必要であり、そのニュアンスを入れる方が抵抗感は少ないと思う。仮に、事業者が消費者の財産状況を一定程度調査させるのであれば、保険や証券の契約でやっているからという安易な理由ではない理由について考える必要があり、今後の課題だと感じた。
- 54頁のイで、適合性原則の関係が書かれてはいるが、全体としては、金融商品はかなり特殊な商品なので、なかなか安易な一般化は難しいということをもう少し明確に入れたほうが良いという指摘かと思う。報告書の書きぶりを工夫していただきたい。

最後に事務局から次回の研究会について、9月2日(月)17時から報告書作成に向けた議論を予定している旨説明がなされた。